

運営方針と主要施策の概要

令和5年3月

一般財団法人地域総合整備財団

業務の総点検・改革チームの設置について

1. 目的

ふるさと財団の業務の総点検を行うとともに、組織横断的な視点から当財団が有する強みと諸課題を整理し、強みのさらなる強化と諸課題の解決に向けた短期、中長期的な取組・施策の検討、取りまとめを行う。この活動を通じて当財団業務の質的・量的な成果の拡大を図る。

2. 期間

令和4年11月1日～令和6年3月31日

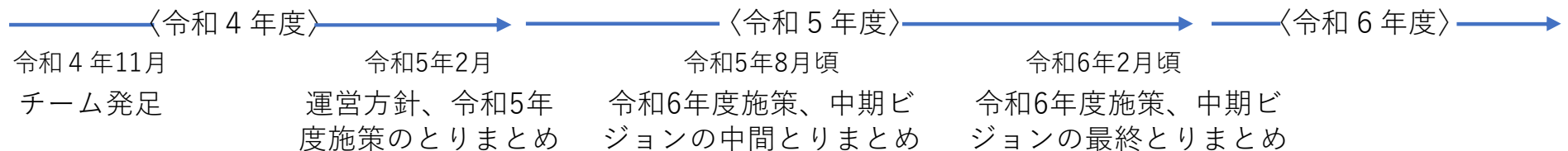
3. 構成

チーム長 瀬戸専務理事
副チーム長 米澤事務局長
総務部 吉野部長、藤澤参事役
融資部 木村部長、千田課長、原田課長
地域再生部 尾崎部長、鈴木課長
開発振興部 堀井部長、岡田課長
※事務局は千田課長と川村調査役

4. 主なテーマ

- ①ふるさと財団のミッションの共有・目標の設定
- ②財団事業の活用促進（広報活動等）
- ③時代の変化(DX、GXなど)に対応した既存事業の見直しと新規事業の構築
- ④部局間連携による効果的な事業推進

5. スケジュール



※令和4年度は8回開催

ふるさと財団の運営方針

わが国では、官民を挙げて地方創生の取組みが進められていますが、人口減少や少子高齢化の進展により、地域の活力の低下が懸念されます。

創設から35年を迎えるふるさと財団としては、発足時の原点に立ち返りつつ、時代の新たな変化に対応して、活力と魅力ある地域づくりに寄与することを目指して、この度、財団の運営方針を策定しました。(令和5年3月1日)

ミッション

活力と魅力ある地域づくりに寄与

それぞれの地域で潤いのある豊かな生活を営みたいという国民の希望を叶え、都市と地方が共生する重層的な国土づくりを目指して、活力と魅力ある地域づくりに寄与します。

ビジョン

地方公共団体に寄り添い、地域のニーズや課題解決に積極的に対応

地域の活力と魅力を将来にわたって持続していくためには、豊かな生活を営むことができる地域社会の形成、多様な人材の確保、魅力ある雇用の創出等、地方創生の取組みを進めることが重要です。

地方公共団体に寄り添いながら、時代の変化に的確に対応し、地域のニーズや課題解決に向けて積極的に取り組みます。

バリュー

資金面で地域の民間事業活動を後押し

地方公共団体、金融機関とも連携して、地域における民間事業活動の活性化を資金面から後押しします。

外部専門家とのネットワークを活かして地域再生を支援

外部専門家とのネットワークや公民連携手法の強化に取り組み、これらを活用して地域の再生を支援します。

多様性を尊重し、チームとして新たな変化に挑戦

様々な分野で活躍してきた職員で構成する組織の特色を生かして、多様性を尊重し、相互理解を深め、チームとして協力し、新たな変化に積極的に挑戦します。

令和5年度以降の基本戦略

基本戦略1

既存事業の深化

これまで培ってきた信用力とネットワークを活用し、認知度を更に高め、地方公共団体にとってより身近で、使いやすいサービスを提供していきます。

基本戦略2

脱炭素化、デジタル化等
新たな領域への取り組み

脱炭素化、デジタル化等新たな領域への取り組みや既存フレームにとらわれないサービスの開発を通じて、地域のニーズに積極的に応えていきます。

基本戦略3

外部の人材・機関との
連携強化

外部専門家や大学等との関係をより深めていくとともに、地方公共団体、金融機関等との連携を強化します。



① 組織的能力の強化 ② 財政基盤の充実 ③ 組織文化の改革

※中期ビジョン、各部の成果目標は今後検討

基本戦略

主要施策



令和5年度

- ・ふるさと融資の広報活動の強化
- ・「ふるさと再生事業」と「まちなか再生事業」の予算の一体化
- ・地域再生マネージャー事業の運用改善

- ・ふるさと融資におけるローカル10,000、脱炭素関連事業への取り組み(総務省、環境省と連携)
- ・ふるさと融資制度/運用の見直し検討
- ・新領域に対応できる「地域再生マネージャー」の登用
- ・時代に即した公民連携の研究テーマ設定
- ・地域イノベーション連携事業の充実

- ・地銀協や個別行への往訪強化(ふるさと融資の広報活動)
- ・ふるさと融資応援大使制度の導入
- ・外部教育機関と連携した「まちなか再生事業」を担う人材育成講座の検討
- ・地域イノベーション連携事業の専門家人材の発掘

令和6年度以降

- ・制度の周知強化により融資件数の増加
- ・「ふるさと再生事業」と「まちなか再生事業」の統合(要綱、審査スケジュール等の共通化)

- ・ふるさと融資制度の拡充
- ・新領域に対応できる「地域再生マネージャー」の登用の継続
- ・時代に即した公民連携の調査研究
- ・地域イノベーション連携事業のマッチングプラットフォーム構築

- ・周知PRにおける内外ネットワークの拡充(制度の相互紹介・連携でWin-Win関係の構築)
- ・外部教育機関と連携した「まちなか再生事業」を担う人材育成講座の立ち上げ
- ・地域イノベーション連携事業の専門家人材リストの作成

※財団事業の充実に対応するため、令和5年度は3名(民間1名、地方公共団体2名)の増員を行う。

I ふるさと融資 -(1)ふるさと融資の推移について

	事業件数	融資団体数	内、新規活用数	融資額（億円）	雇用者数（人）
平成1～5年度	1,104	478	478	2,604	51,630
平成6～10年度	1,488	606	280	3,372	64,305
平成11～15年度	598	349	73	1,440	26,221
平成16～20年度	359	215	21	751	12,325
平成21～25年度	252	170	14	711	10,480
平成26～30年度	203	177	14	1,072	5,147
平成26年度	53	47	2	190	1,936
平成27年度	41	34	3	236	1,033
平成28年度	45	41	4	279	774
平成29年度	34	31	2	162	566
平成30年度	30	24	3	205	838
令和1～4年度	66	60	6	316	1,710
令和1年度	19	18	0	117	323
令和2年度	18	15	1	106	481
令和3年度	11	11	4	37	265
令和4年度	18	16	1	56	641
計	4,070	2,055	886	10,269	171,818

I ふるさと融資 -(2) 周知・広報活動の充実

地方公共団体、地域金融機関、ふるさと融資活用企業等様々なルートに対して、関係省庁とも連携しつつ、トップレベルから事務レベルによる重層的な周知・広報活動を行う。

○知事、市町村長、地方公共団体幹部等への説明
(市長会、町村会等の会合の活用)

○都道府県単位の説明会の開催
(令和4年度は31道県で開催)

○地域金融機関への周知活動
(幹部への個別訪問、地銀協等への説明会)

実績の多い地方公共団体は、企業誘致等にあたり、独自の補助制度と併せてふるさと融資を周知している。

実績の多い地域金融機関は、融資先企業に対して、ふるさと融資との協調を周知している。

○ふるさと融資応援大使の委嘱制度の導入
・ふるさと融資活用先で発信力のある企業人のルート(口コミや紹介)により、周知PR

○関係省庁と連携した周知活動
・ローカル10,000プロジェクトについては、総務省と連携
・脱炭素事業については、環境省と連携

○ふるさと財団広報誌での周知

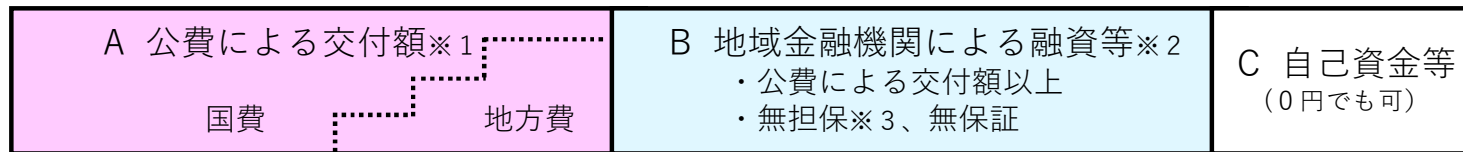
○ふるさと企業大賞(総務大臣賞)の授与
・地元市町村で開催する表彰状伝達式により、表彰企業の地域貢献をPR

I ふるさと融資 -(3)ローカル10,000プロジェクトとの連携

- 産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援。
- 国の重要施策（デジタル技術の活用、ローカル脱炭素の推進）と連動した事業については、重点支援。

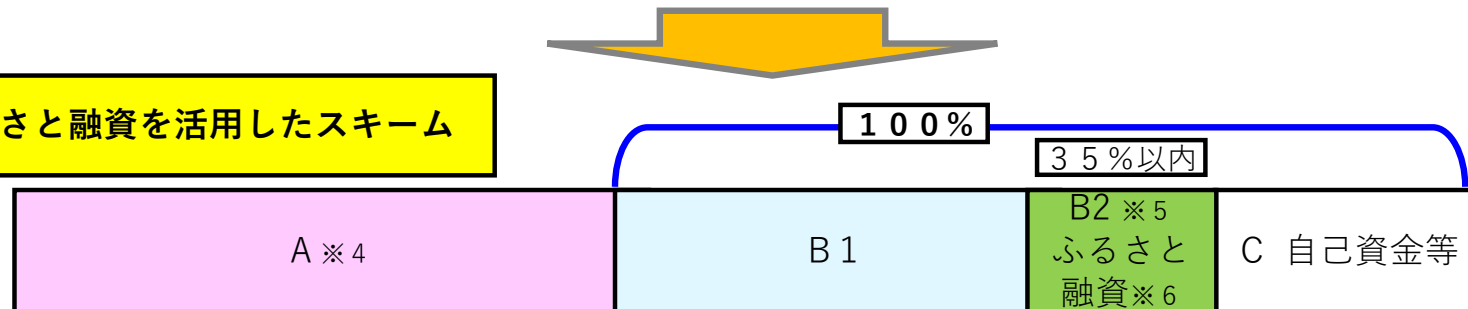
令和4年度までの
事業スキーム

支援対象：民間事業者等の初期投資費用（施設整備費・機械装置費・備品費等）



- ※1 上限2,500万円。融資額（又は出資額）が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円。
- ※2 地域金融機関による融資の他に、地域活性化のためのファンド等による出資を受ける事業も対象。
- ※3 交付金事業による取得財産への担保権設定は除く。

ふるさと融資を活用したスキーム



- ※4 $A \leq B1 + B2$
- ※5 $B2 \leq (B1 + B2 + C) \times 35\%$ (ただし、過疎地域等については融資比率は45%)
- ※6 無利子・無担保・民間金融機関による連帯保証

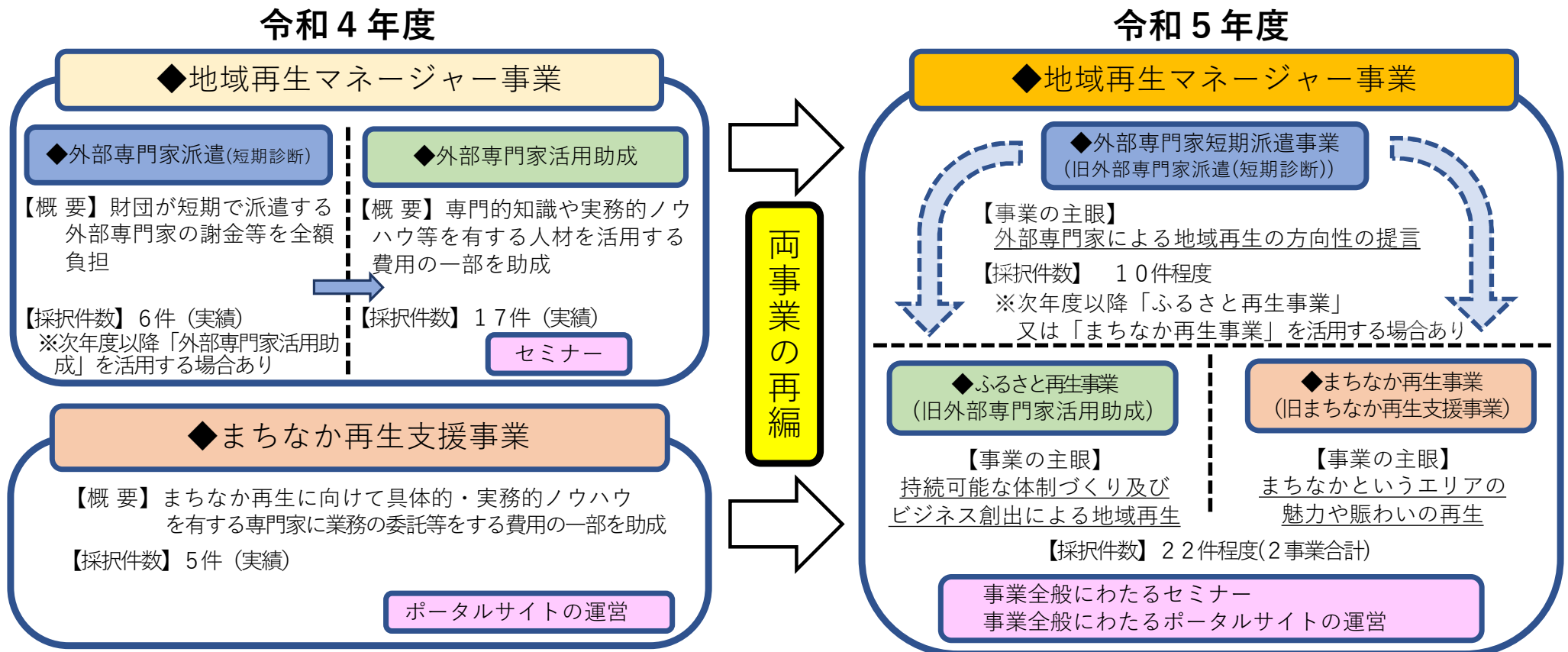
令和5年度は、Bの一部にふるさと融資を利用することが可能に
【Aの国費予算額：5.8億円（地域経済循環創造事業交付金の内数）】

Ⅱ 地域再生マネージャー事業 -(1)事業の再編について

旧「地域再生マネージャー事業」と旧「まちなか再生支援事業」を再編し、「地域再生マネージャー事業」として大きくりにすることで、地方公共団体にとってより活用しやすい支援制度とする。

<再編のポイント>

- ①両事業を一体化することにより地方公共団体のニーズに沿った柔軟な対応ができるようにする。
- ②「まちなか再生事業」について「外部専門家短期派遣事業」からステップアップするルートを新設する。
(従来通り、最初から「まちなか再生事業」に応募することは可能)
- ③両事業を通じてセミナーとポータルサイトを一元的に提供することにより、地方公共団体に分かりやすく情報発信する。



Ⅱ 地域再生マネージャー事業 -(2)事業の拡充について

1.運用改善

採択事業の質的向上を図るため、以下の運用改善に取り組む。

①事前相談の充実

相談員を明確化し、先進事例や外部専門家の紹介等、通年で地方公共団体の相談に応じる。

②外部専門家短期派遣事業

地方公共団体のニーズに応じ、通年で本事業を活用できる運用に改め、ふるさと再生事業・まちなか再生事業に円滑に移行できるようにする。

③地域再生マネージャー

脱炭素化や、デジタル化に関する領域等、新たなニーズに対応できる人材を確保する。

④実施済み事業のフォローアップ

事業終了から一定年度経過後にフォローアップ調査を実施する。
優良事例については、情報発信を行う。

2.まちなか再生を担う人材育成講座の検討

まちなか再生プロデューサー候補を対象とした人材育成講座を検討する。

人材育成講座(案)

- 対象者 まちなか再生に取り組む民間企業、コンサルタントなどの専門家
- 目的 まちなか再生プロデューサーとして必要な知識、課題分析力、マネジメント力の習得
- 講師 まちなか再生の第一線で活躍する専門家
- 講座内容 ①まちなか再生の考え方や方法・技術にかかる講義
②財団が過去に採択した事業実施団体を教材としたフィールドワーク
③まちなか再生の実行計画の立案に係るグループワーク
- 参加費 有料